

新冠町個人情報保護条例

(平成13年6月25日条例第13号)

目次

- 第1章 総則(第1条 - 第6条)
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保(第7条 - 第13条)
- 第3章 個人情報の開示及び訂正の請求等(第14条 - 第27条)
- 第4章 事業者に対する指導等(第28条 - 第30条)
- 第5章 補則(第31条 - 第33条)
- 附則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るため必要不可欠であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、町が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を明らかにすることにより、個人の基本的人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該団体の役員に関する情報を含む)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 議会、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)であって事業を営むもの又は事業を営む個人をいう。
- (4) 公文書 新冠町情報公開条例(平成13年条例第12号)第2条第2項に規定する公文書をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人の権利及び利益を十分尊重してこの条例を解釈し、及び適用するとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利及び利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱うとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利及び利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(運用状況の公表)

第6条 町長は、毎年、各実施機関におけるこの条例の運用状況をとりまとめ、これを公表するものとする。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(公文書取扱い事務についての登録等)

第7条 実施機関は、個人情報を取扱う事務のうち個人の氏名、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用する事務(以下「公文書取扱い事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 公文書の取扱い事務の名称
- (2) 公文書取扱い事務を所管する組織の名称
- (3) 公文書取扱い事務の開始及び終了の時期
- (4) 個人情報の収集の目的
- (5) 個人情報の収集の方法
- (6) 個人情報の利用の方法
- (7) 個人情報の内容
- (8) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、公文書取扱い事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該公文書取扱い事務について個人情報事務登録簿に登録しなければならない。また、登録した事項を変更しようとするときも同様とする。
- 3 前2項の規定は、町の職員又は職員であった者に係る公文書取扱い事務であって、専らその人事、給与及び福利厚生に関する事項並びに、これらに準ずる事項を取扱うものについては、適用しない。
- 4 実施機関は、公文書取扱い事務を廃止したときは、遅滞なく、当該公文書取扱い事務に係る登録を抹消しなければならない。
- 5 実施機関は、個人情報事務登録簿を一般の縦覧に供さなければならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報の収集にあたっては、個人情報を取扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

- 2 実施機関は、思想、信条、宗教、犯罪歴に係る個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあるものとして実施機関が定める個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
 - (1) 法令若しくは条例の規定又は主務大臣からの明らかな指示(以下これらを「法令の規定等」という。)に基づいて収集するとき

- (2) 実施機関が、別に条例で定めるところにより設置する審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報を取扱う事務の目的を達成するために必要があると認めて収集するとき
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令の規定等に基づいて収集するとき
 - (2) 本人の同意に基づいて収集するとき
 - (3) 出版、報道等により公にされている個人情報を収集するとき
 - (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合において収集するとき
 - (5) 他の実施機関から第10条各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき
 - (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業に使用する個人情報について、本人から収集したのではその事務又は事業の適正な執行に支障が生じ、又はその目的を達成することができないと認めて収集するとき
 - (7) 審査会の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集することに相当の理由があると認めて収集するとき

（適正管理）

- 第9条 実施機関は、個人情報を取扱う事務の目的に必要な範囲内で、個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の処置」という。）を講ずるよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報については、確実かつ速やかに破棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的な資料として保存する必要があるものについては、この限りではない。

（利用及び提供の制限）

- 第10条 実施機関は、個人情報を取扱う事務の目的以外の目的のために個人情報をその内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令の規定等に基づいて利用し、又は提供するとき
 - (2) 本人の同意に基づいて利用し、又は提供するとき
 - (3) 出版、報道等により公にされている個人情報を利用し、又は提供するとき
 - (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認めて利用し、又は提供するとき
 - (5) 審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めて利用し、又は提供するとき

（オンライン結合による情報提供の制限）

- 第11条 実施機関は、公文書取扱い事務を電子計算機により処理する場合にあっては、公益上の必要があり、かつ、個人の権利及び利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合を除き、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器との結合（以

下「オンライン結合」という。)により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

- 2 実施機関は、オンライン結合による公文書取扱い事務に係る個人情報を実施機関以外のものへの提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも同様とする。

(提供先に対する措置の要求等)

- 第12条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けた者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(職員の義務)

- 第13条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

第3章 個人情報の開示及び訂正の請求等

(自己情報の開示請求権)

- 第14条 何人も、実施機関に対して、公文書に記録された自己に関する個人情報の開示を請求することができる。
- 2 18歳未満の者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の請求(以下「開示の請求」という。)をすることができる。

(実施機関の開示義務)

- 第15条 実施機関は、開示の請求のあったときは、当該開示の請求に係る個人情報の開示をしなければならない。

(個人情報を開示しない場合)

- 第16条 実施機関は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の請求に係る個人情報の全部又は一部の開示をしないものとする。
- (1) 法令の規定等により開示することができないとき
 - (2) 開示の請求に係る個人情報に請求者以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、請求者に開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すことになると認められるとき
 - (3) 開示の請求に係る個人情報に法人等に関して記録された情報又は事業を営む個人の当該事業に関して記録された情報が含まれる場合であって、請求者に開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかであると認められるとき
 - (4) 開示の請求に係る個人情報が個人の指導、診断、評価、選考等に関するものであって請求者に開示することにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるとき
 - (5) 開示の請求に係る個人情報が国、地方公共団体その他公共的団体(以下「国等」という。)から協議、依頼に基づいて作成し、又は取得したものであって、請求

者に開示することにより、町と国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるとき

- (6) 開示の請求に係る個人情報がある町の内部又は町と町以外のものとの間において審議、検討、調査、研究等が現に進められている事項その他の意思形成過程にある事項に関するものであって、請求者に開示することにより、当該事項についての適正な意思形成に著しい支障が生ずると認められるとき
- (7) 開示の請求に係る個人情報がある町又は国等が行う取締り、調査、交渉、争訟その他の事務又は事業に関するものであって、請求者に開示することにより、町政の公正かつ適切な運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるとき
- (9) 請求者に開示することにより、犯罪の防止又は捜査、個人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるとき

(開示の請求の手続き)

第17条 開示の請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示の請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 開示の請求に係る個人情報がある記載された公文書を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に定めるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示の請求をしようとする者は、自己が当該開示の請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示決定等及びその通知)

第18条 実施機関は、開示の請求にかかる個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、その旨及び開示の日時、場所その他必要な事項を、文書により請求者に通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示の請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないとき開示の請求に係る個人情報がある記録された公文書が存在しないときを含む。)は、不開示の決定をし開示しない旨及びその理由を、文書により請求者に通知しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときはその期日を明らかにしなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 実施機関は、前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)を、開示請求があった日(開示の請求の補正がなされた場合にあつては、その補正が完了した日。以下この条において「請求日」という。)の翌日から起算して14日以内に行なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、開示決定等をする期間を、請求日の翌日から起算して45日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する理由及び延長後の期間を、文書により請求者に通知しなければならない。

(第三者の意見聴取等)

第20条 実施機関は、町及び請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報を含む個人情報の開示を決定しようとするときは、あらかじめ、当該第三者に意見を聴くことができる。

- 2 前項の規定により第三者に意見を聴くときは、実施機関は、その旨及び意見を述べる期間を、文書により当該第三者に通知するものとする。この場合において、実施機関は、当該通知の日から当該期限までの間に少なくとも7日の期間をおかなければならない。
- 3 実施機関は、前項の規定により通知した期限が到来しても、なお、当該第三者が正当な理由なくその意見を明らかにしないときは、当該意見を聴く手続きを打ち切ることができる。
- 4 実施機関は、第1項の規定により第三者の意見を聴いた個人情報の開示を決定したときは、直ちに、その旨を当該第三者に通知するとともに、開示決定の日から開示の実施日までの間に少なくとも14日の猶予期間を置かなければならない。ただし、当該第三者が開示に反対しない旨の意見を明らかにした場合その他特に猶予期間を必要がないと認められる場合は、この限りではない。

(開示の実施)

第21条 個人情報の開示は、実施期間が第18条第1項の規定による通知により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示を受けようとする者は、自己が当該個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 2 個人情報の開示の方法は、開示の請求に係る個人情報記録された公文書の閲覧、写しの交付又は視聴取のうちいずれかの方法による。
- 3 実施機関は、開示の請求に係る個人情報記録された公文書を直接開示することができない相当の理由があるときは、当該公文書を複写又は複製したものの閲覧、若しくは視聴取又は写しの交付により開示をすることができる。

(開示の請求の特例)

第22条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第17条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示の請求を行うことができる。

- 2 実施機関は、前項に規定する個人情報について開示の請求があったときは、第18条の規定にかかわらず、開示決定等をして、前条第2項及び第3項に規定する方法により、速やかに開示するものとする。

(費用の負担)

第23条 個人情報の開示の方法のうち写しの交付に要する費用は、開示を受ける者の負担とする。

(自己情報の訂正請求権)

第24条 何人も、公文書に記載された自己に関する個人情報の内容が事実と相違すると認めるときは、実施機関に対してその訂正(削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

- 2 第14条第2項の規定は、前項の請求(以下「訂正の請求」という。)について準

用する。

(訂正の請求の手続き)

第25条 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を添えて、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 訂正の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正の請求に係る個人情報が記録された公文書を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める箇所及びその内容
- (4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 第17条第2項の規定は、訂正の請求をしようとする者に準用する。

(訂正の請求に対する決定書)

第26条 実施機関は、訂正の請求があったときは、必要な調査を行い、当該補正の請求があった日(訂正の請求の補正がなされた場合にあっては、その補正が完了した日)の翌日から起算して30日以内に、訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、当該訂正の請求に係る個人情報の訂正をした上で、その旨並びに訂正の内容及び理由を、文書により請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、その旨及びその理由を、文書により請求者に通知しなければならない。

(不服申立て)

第27条 実施機関は、開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく異議申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該異議申立てに対する決定をしなければならない。

- (1) 当該異議申立てが不適法であり、これを却下するとき
- (2) 当該異議申立てを容認する場合で、実施機関が諮問の必要がないと認めるとき

2 実施機関は、異議申立てを受理した日の翌日から起算して3か月以内に当該異議申立てに対する決定をするように努めなければならない。

第4章 事業者に対する指導等

(事業者に対する指導及び勧告)

第28条 町長は、事業者が第4条の規定に違反する行為をしていると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において説明又は資料の提出を求めることができる。

2 町長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取扱っていると認めるときは、審査会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(受託者の義務等)

第29条 実施機関から個人情報の処理、施設の管理その他の業務の委託を受けた事業者(以下「受託者」という。)は、当該受託した業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

- 2 受託者及びその使用人その他の従業者は、受託業務の処理に当たって知り得た個人情報をみだりに漏らしてはならない。
- 3 実施機関は、受託者に対し、受託業務の処理を行う場合における安全確保の措置を講じさせなければならない。

(国又は他の地方公共団体への協力要請)

第30条 町長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、必要な措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

第5章 補則

(他制度との調整)

第31条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計に係るもの
- (2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係るもの
- (3) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告書専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る)に係るもの

- 2 第2章及び第3章の規定は、実施機関が町民の利用に供することを目的として、図書室、資料館その他これに類する施設において保有している個人情報については適用しない。
- 3 第3章の規定は、その個人情報について、他の法令の規定等(新冠町情報公開条例の規定を除く。)により開示又は訂正の手続きが定められている場合においては、適用しない。

(出資団体等の情報公開)

第32条 町が出資その他財政支出等を行う団体(以下「出資団体等」という。)について、その性格及び業務内容に応じ、出資団体等の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう努めるものとする。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は平成13年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際実施機関が現に行っている公文書取扱い事務については、第7条第2項中「公文書取扱い事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該」とあるのは、「現に行っている」と読み替えて同項の規定を適用する。